

令和4年度農業農村整備事業関係第2次補正予算における主な制度拡充等

※令和4年度第2次補正予算成立後措置予定

1 農業水利施設等の管理支援の充実

農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すとともに、エネルギー価格高騰による影響を緩和するための措置を講ずる。

(1) 管理費補助の追加配分

施設管理者へ管理費を補助する「基幹水利施設管理事業」及び「水利施設管理強化事業」について、17億円追加計上（(2)を含む）。

(2) 省エネルギー化の推進、エネルギー価格高騰の影響緩和

農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し、電気料金等の価格高騰分の7割を支援する仕組みを導入。

2 食料安全保障の強化のための基盤整備の推進

「水利施設整備事業」及び「畑地帯総合整備事業」を拡充し、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水対策等の基盤整備を支援するとともに、基盤整備にかかる農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入。

農業水利施設の省エネルギー化推進対策の概要（令和4年度補正）

※令和4年度第2次補正予算成立後措置予定

施策の目的

農業水利施設は、食料の安定供給のほか洪水防止等の多面的機能を有する公共・公益性の高いインフラであるが、維持管理費に占める電力料の割合が大きく、電力料高騰による影響を受けやすい。農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すとともに、エネルギー価格高騰による影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図る。

施策の概要

「基幹水利施設管理事業」、「水利施設管理強化事業」を拡充し、省エネルギー化推進計画に基づき、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し、支援金を交付する仕組みを導入。

支援内容

【支援対象施設】 次のいずれかに該当する施設

- ① 基幹水利施設管理事業及び水利施設管理強化事業の対象施設
- ②維持管理費に占める電力料・油脂費の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設

【事業実施主体】

- ・都道府県、市町村、土地改良区等

【事業実施要件】

- ・省エネルギー化推進計画（R5～R7の3年間）の策定
- ・省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの中から2つ以上を実施
※「省エネ化」の取組を1つ以上実施する必要。
- ※ R3年度迄に実施済みの取組も位置づけ可能。ただし、全て実施済みの取組の場合は、1つ以上の取組をR4年度以降に拡大又は強化している必要。

【補助率】 定額

$$\text{交付額} = \text{R4年度のエネルギー価格} \times \text{高騰分} \times 0.7$$

※電力料及び油脂費

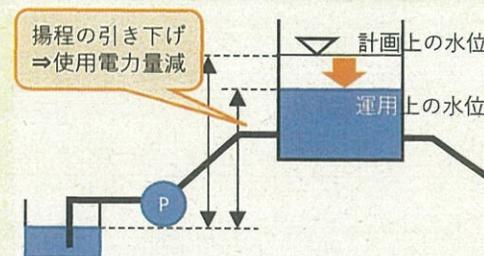
【支援金の使途】

- ・省エネルギー化・コスト削減の取組に係る経費
- ・省エネルギー化・コスト削減の取組を行う施設の維持管理費（電力料・油脂費含む）

省エネ化・コスト削減の取組メニューの例

区分	省エネルギー化	コスト削減
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの吸込／吐出水位の見直し ・大口径ポンプの優先使用 ・無効送水の節減 ・節水による送水量の削減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力契約の適正化 ・ポンプの同時運転台数の削減等
ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機制御方式の見直し（インバータ制御の導入） ・高効率電動機への更新等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンデンサ設置による力率の改善等

ポンプ吐出し水位の見直し



高効率電動機への更新



農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策の概要（令和4年度補正）

※令和4年度第2次補正予算成立後措置予定

施策の目的

- ロシアのウクライナ侵略等、国際情勢が大きく変化し、経済安全保障・食料安全保障等の重要性がこれまでになく高まる中、海外依存度の高い農産物の国内生産の拡大等により、食料安全保障の強化を図る。

施策の概要

- 「水利施設整備事業」及び「畑地帯総合整備事業」を拡充し、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水対策等の基盤整備を支援するとともに、基盤整備にかかる農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入することで、作付転換を強力に推進。

水利施設整備事業（畑作等推進支援水利再編型）の創設

【事業内容】

作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等

【要件】

- ① 受益面積20ha以上（中山間地域10ha以上）、末端支配面積なし
 - ② 受益地内の水田面積を20%以上（最低5ha以上）畑作物・園芸作物に転換すること
- ※転換した水田は水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】

都道府県

【補助率、ガイドライン】

50%等

附帯ソフト事業により
農家負担相当分を定額支援

	国	県	市	農家(参考)
内地	50.0%	27.5%	10.0%	12.5%
(中山間)	(55.0%)	(27.5%)	(10.0%)	(7.5%)
北海道	50.0%	32.5%	10.0%	7.5%
(中山間)	(55.0%)	(32.5%)	(10.0%)	(2.5%)
沖縄	80.0%	12.5%	5.0%	2.5%
奄美	65.0%	25.0%	8.0%	2.0%
離島	55.0%	27.5%	10.0%	7.5%

畑地帯総合整備事業（畑作物等転換型）の創設

【事業内容】

作付転換に必要となる区画整理、農業水利施設等の整備

【要件】

- ① 受益面積5ha以上、末端支配面積なし
 - ② 地域全体として畑作物・園芸作物への転換を行うこと
- ※本事業を実施した地区は、水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】

都道府県、市町村、改良区等

【補助率】

50%等

附帯ソフト事業により
農家負担相当分を定額支援

	国	県	市	農家(参考)
内地	50.0%	29.0%	11.0%	10.0%
(中山間)	(55.0%)	(28.5%)	(10.5%)	(6.0%)
北海道	50.0%	33.5%	10.5%	6.0%
(中山間)	(55.0%)	(33.0%)	(10.0%)	(2.0%)
沖縄	80.0%	13.0%	5.0%	2.0%
奄美	65.0%	25.5%	8.0%	1.5%
離島	55.0%	28.5%	10.5%	6.0%

附帯ソフト事業（産地形成支援事業）

【事業内容】

畑作物・園芸作物への転換に向けた支援

【補助率】

定額（農家負担額相当まで）

整備イメージ

